

八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2（略） （信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2（略） （信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 法第五十八条第八項第二号及び第五十八条の二第四項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十

条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替

条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替

えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第十二条の二第二	第十二条の二第二			(略)	読み替える銀行法の規定
					(略)	読み替えられる字句
					(略)	読み替える字句
	第十三条の四	預金者等の	第十三条の四	定期積金等		
	労働金庫法第九十四条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第九十四条の二	定期積金		

えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	(新設)	第十二条の二第二			(略)	読み替える銀行法の規定
					(略)	読み替えられる字句
					(略)	読み替える字句
	(新設)	預金者等の	(新設)	定期積金等		
	(新設)	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	(新設)	定期積金		

(略)			2 (略)	3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	(略)		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		

(略)			2 (略)	3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	(略)		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		

(略)	第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十四第二項		
(略)	第五十二条の四十五の二	定期積金等	預金者等の	第二条第十四項第一号
(略)	労働金庫法第九十四条の二	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第八十九条の三第二項第一号

(略)	(新設)	第五十二条の四十四第二項		
(略)	(新設)	定期積金等	預金者等の	第二条第十四項第一号
(略)	(新設)	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第八十九条の三第二項第一号